

令和5年6月定例会  
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年6月16日(金)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和5年6月16日(金) 午前9時04分
閉 会 日 時	令和5年6月16日(金) 午前10時29分
委 員 長	市ノ川 徳宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳宏
副 委 員 長	中西 耕二郎
委 員	竹 田 悦 子 田 中 克 美 金 澤 孝 太 郎 茂 利 博 之
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 5 6 号	鴻巣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 7 号	鴻巣市税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 4 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 4 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

（市長政策室）

市長政策室長 藤崎 秀也

市長政策室副室長 沼上 勝

秘書課長 中山 浩一

総合政策課長 富田 真久

（総務部）

総務部長 岩間 則夫

総務部副部長 関根 正

総務部参事兼

職員課長 戸ヶ崎 徹

総務部参事兼

やさしさ支援課長 小川 裕子

総務課長 小倉 英樹

ICT 推進課長 中根 哲

契約検査課長 中越 好康

総務課副参事 遠藤 美穂

職員課副参事 小林 健介

（財務部）

財務部長 谷 広明

財務部副部長 鈴木 誠司

財政課長 高田 史

資産管理課長 秋元 宏康

税務課長 原口 佳之

収税対策課長 野口 高志

資産管理課副参事 山岸 晃

会計管理者 関口 泰清

会計課長 沼上 早苗

監査委員事務局長 田島 盛明

監査委員事務局副局長 鈴木 恵子

吹上支所長 岡田 和弘

川里支所長 山縣 一公

書 記 國島 清文

書 記 星 圭也

(開会 午前9時04分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。竹田悦子委員と田中克美委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第56号 鴻巣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第57号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例、議案第64号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分の議案3件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法を進めたいと思います。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第56号 鴻巣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(総務部参事兼職員課長) 議案第56号、鴻巣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正ですが、これは令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことに伴い人事院規則が改正され、当該感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例が廃止されたことから、本市においても防疫作業手当の特例を廃止するものです。

以上です。

(委員長) これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(竹田) 今回の条例改正によって特殊勤務手当の防疫作業手当が廃止になるのですがけれども、3,000円の手当を差し上げていた方と4,000円の手当を差し上げていた方が何人いたのかという実績、それからこの間コロナが発生して3年経過しましたがけれども、実際に会計年度任用職員の方

なども、いわゆる集団接種、最初やりましたよね、保健センターで。そのときに会計年度任用職員なども関わっていただいたと思うのですけれども、会計年度任用職員の方たちにはこの防疫作業手当というのは差し上げていたのかどうか確認をしたいと思います。

（総務部参事兼職員課長）それでは、まず1点目の3,000円と4,000円の支給の実績ということなのですけれども、まず3,000円につきましては、同じ職員が複数回作業を行った場合も人数として数えますと、延べ人数で41名になります。続いて、日額4,000円につきましては3名となっております。合計で44名という形になります。

続いて、会計年度任用職員さんにつきましては、実際に令和2年度にこの業務はあったのですけれども、実際には会計年度任用職員さんは従事しておりません。

以上になります。

（竹田）3,000円の方が延べで41人、4,000円の方が延べで3人ということで、計算すれば分かるのですけれども、支払った手当というのを合計をちょっと教えてください。

（総務部参事兼職員課長）支給実績につきましては、令和2年度に支給しておりまして、総額で13万5,000円となります。

以上になります。

（竹田）5月8日から第5類にはなったのですけれども、基本的にはコロナが終息したわけではないですよ。まだ予防接種したりとかいろいろしているわけで、そういう点では皆さん不安を抱えながら頑張っているというふうに思うのですが、そういう点からいうと専門職、防疫作業手当ですから、専門職の保健師さんなどの配置というのは、ちゃんと資格を持った職員が配置されているのかどうか、ちょっとこの点を確認したいと思います。

（総務部参事兼職員課長）すみません、先ほどの質問の確認なのですが、こちらの防疫作業手当で従事した職員のどういう職員が従事したということでしょうか。まず、職員につきましては、一般事務職の職員が当時埼玉県の委託を受けて、北足立郡市医師会からPC

Rセンター（P.19「PCR検査センターに発言訂正」）を設置した際の来場者の誘導ということで、こちらにつきましては一般事務職の職員が対応しております。保健師につきましては、PCR検査の補助等ということで、実際に医師の先生が来場者の方のPCR検査をした際のお手伝いみたいな形で保健師の方が従事していた形になっております。

以上になります。

（竹田）5月8日から5類になったのですけれども、今ワクチン接種、何度もしていますけれども、その職員の皆さんというのは基本的には最先端で頑張っていたというふうには受け止めています。そうした方の優先的にPCR検査などを、PCR検査ではない、PCR検査を受けることと、それとあともう一つはワクチン接種を優先的にやるという配慮というのがあるのかどうかお聞きします。

（総務部参事兼職員課長）当時、職員の集団接種みたいなものにつきましては優先的なものがあったというふうには伺っています。5月の8日から5類に移行されて以降は、特にそのような優先的なものというのはいささか伺っていません。

（竹田）最後ですが、特殊勤務手当ですから、ワクチン接種の誘導も含めていろいろ頑張っていたという中で、こうした仕事の中で感染ルートというのは非常に分かりにくいのですけれども、仕事上で感染してしまったとか、そういう方というのはおられたのかということと、先ほど優先的にワクチン接種などもしたということがありましたが、そういう点で感染した人がいたのかということと、5月8日以降も、基本的には先ほど申し上げたとおりコロナが終息したわけではないので、優先的にやっていただくという配慮というの職員課のほうでそれをお願いできるのかどうか、システムとしてお願いできるのかどうかをちょっとお尋ねしておきます。

（総務部参事兼職員課長）職員課のほうに感染者の、感染したとか、そういった連絡というのか、報告につきましては、5月の7日までしております。伺っている中では、家族やお子さんとかが学校とかで感染した、その家族からかかっているケースが多いかというふうには認識していま

す。先ほどお話がありました5月8日以降の職員に対する優先的な接種というのは、当時と状況も変わってきていますので、職員課のほうで優先的にPCR検査を受けるようお願いするというのはなかなか難しい状況かなというふうに思っております。

以上になります。

(田中) 通告してありますので、ほぼ大分答弁いただいたのですが、確認の意味を含めまして一応。

防疫作業手当の特例の内容なのですけれども、3,000円、4,000円の頂ける範囲というのは、令和2年と令和3年、4年、5年、今言った説明があった延べ人数に関しては、何年度というのは最初のときだけの話なのでしょうかということなのです。

(総務部参事兼職員課長) すみません、質問の確認なのですけれども、3,000円、4,000円の支給実績についてお答えするということ、再確認ということによろしいですか。

(田中) 通告は一応内容から入っているのですけれども、先ほどの竹田委員の話の中で3,000円と4,000円の話が出たので、ちょっとそれがいつの話かというのが分からなくて、私の質問はもっと大きく全体的に、令和2年から令和5年の間の手当の関係を聞いておるのです。

(総務部参事兼職員課長) こちらの防疫作業手当につきましては、支給実績については令和2年度のみとなっております。3年、4年と5年についてもありません。先ほどお話ししたように、3,000円につきましては延べ人数が41名、4,000円につきましては3名という形になっております。

以上になります。

(田中) 今ので一応、令和2年度だけの、最初のときの延べ人数ということと金額ということで了解しました。

2番目も出しているのですけれども、これも先ほどの答弁の中にあった一般職員と保健師とかという話だったと思うのですけれども、これもちょっともう一回再度確認をお願いします。

(総務部参事兼職員課長) 当時の防疫作業手当に携わった職員の関係な

のですけれども、埼玉県の委託を受けまして、北足立郡市医師会がPCRセンター（P.19「PCR検査センターに発言訂正」）を当時設置しております。その際の来場者の誘導ということで、一般事務職の職員が対応しております。それから、PCR検査の補助等を行った職員ということで、保健師のほうが対応しております、こちらに関わった職員に対する防疫作業手当を支給しております。

以上になります。

（田中）では、一応それで分かりました。

それで、一応出している3番目の影響額というので出しているのですけれども、先ほど言った3,000円の41人と4,000円の3名の合計額がこれからなくなるということでいいわけですね。合計額ということで。

（総務部参事兼職員課長）影響額、支給額につきましては、令和2年度に総額で13万5,000円支給しております、3年度、4年度、それから5年度については支給はしておりません。

以上になります。

（金澤）通告はしていないのですけれども、今委員さん等から質疑があった中で疑問的なものがあるので、ちょっとお聞きしたいのですが、今回の防疫等作業手当の特例廃止ということで、これはちょっと勉強不足で申し訳ないのだけれども、新型コロナウイルス感染症に関わるものだけという解釈でいいのだよね。その辺をちょっと教えてもらいたいのだけれども。

（総務部参事兼職員課長）このたびの特殊勤務手当の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るものに限っております。

以上になります。

（金澤）そうすると、特殊勤務手当等が今まではついていたけれども、44名の方がなったということなのだけれども、今後はこの防疫等作業手当について、作業の内容については従来の形で職務を行っていくという解釈でいいのですか。

（総務部参事兼職員課長）特殊勤務手当につきましては、この防疫作業手当の中で新型コロナウイルス感染症以外のものもございまして、こちらにつきましては今までどおり、条例のとおりということで支給する

形になります。

（金澤）了解しました。

今コロナの集団感染というのが学校等で発生しているのだよ、実際。仮の話としてはあれなのだけれども、万が一鴻巣の学校等で集団感染等が出た場合、この辺の対応というのはどういうふうにするか、こっちでは説明できないか。要は、今まで特殊勤務手当等でやった作業員の方というのは多分慣れていると思うのだけれども、そういう人たちに集中的に手伝ってもらおうとかという発想になりつつあるのか、その辺だけちょっと聞きたい。

（委員長）答弁できますか。

（総務部参事兼職員課長）今学校等で集団感染していることというのは職員課のほうでも把握しております。実際にそういった場合の対応につきましては、国とか、県とか、先ほど申しました例えば埼玉県の手当を受けて北足立郡市の医師会が集団感染した学校とかの対応を市のほうに職員の派遣等を要求してきた場合、その場合対応が必要なのかなと思います。実際に今回防疫作業手当については廃止しますが、今後の状況によっては、国とか、県とか、そちらの法改正等の状況を注視しながら、市の条例についても再度検討する必要があるかというふうに思っております。

以上になります。

（金澤）そうすると、国、県の要望等も考えながらやるということなのだけれども、地域的なものと、例えば市とかによって急にこういう集団感染が出てしまったとかというと、もうまちまちになりますよね。そうした場合だと国と県の手当というのでも考えられないのだけれども、行政側として鴻巣市で万が一そうなった場合には独自の手当を出すとかという考えはあるのですか。

（総務部参事兼職員課長）今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、埼玉県、それから近隣市も含めて防疫作業手当を廃止しているような状況です。今後どういうふうな形になっていくのかというところもちょっと職員課のほうで把握できていない部分等ありますので、今後ど

ういうふうな対応ができるかというところは、現時点ではちょっと想定が難しいかなというふうには思っております。

(金澤) 分かりました。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第56号 鴻巣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(税務課長) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第57号の鴻巣市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

これは、令和5年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容としましては、個人市民税につきましては、森林環境税の導入に伴い、個人市民税及び県民税に合わせて国税である森林環境税を賦課徴収する規定を設けるものでございます。また、給与所得者が扶養親族

等申告書を提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項が前年に提出した申告書に記載した事項と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて当該異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとするものでございます。

続いて、軽自動車税につきましては、原動機付自転車のうち一定の要件を満たす電動キックボード等の特定小型原動機付自転車が新たに定義されたことから、当該車両に係る種別割の税率2,000円を定めるものでございます。また、自動車メーカー等の不正行為により生じた軽自動車税環境性能割及び種別割の納付不足額に係る納税の特例措置について、当該不正行為を行った自動車メーカー等が納付すべき納付不足額に加算する割合を10%から35%に引き上げるものでございます。

なお、施行日ですが、特定小型原動機付自転車に関しましては令和5年7月1日から、森林環境税導入に伴うもの及び軽自動車税の納付不足額に係る納税の特例措置に関しましては令和6年1月1日から、扶養親族等申告書に関しましては令和7年1月1日からとしております。

以上で議案第57号につきましてご説明申し上げました。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(金澤) それでは、議案第57号についての中の軽自動車税の関係についてちょっと何点かお聞きしたいのですが、今回の原動機付自転車の中で特定小型原付自転車、それと一般原付自転車という項目に分かれているわけだけども、今回は特定小型原付自転車、これ議場でも説明を細かくしてもらったと思うのだけれども、かなりルールが変わっているのです。電動キックボード、これの、これはキックボードですよ、これは一般原付の自転車ですよとかというふうに決めるとするのは、どこでどういうふうに決めるのですか。

(税務課長) 7月1日から特定小型原動機付自転車といったものが定義づけられるのですが、そちらにつきましては道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6で規定されております。この間の議場のほうでも

説明させていただいたかと思うのですが、原動機の定格出力が0.6キロワット以下ですとか、長さは1.9メートル、幅が0.6メートル以下といったもの、あと最高速度が現在の電動キックボードにつきましては30キロといったことになっているのですが、今度の小型原動機付自転車につきましては時速20キロ以下といったもので、ちょっと条件が変わるといったことになっております。そういった条件を満たすものにつきましては、基本的には販売メーカーのほうで、例えば売買の証明書、そういったものを持ってきますので、こちらのほうでナンバープレートを交付するときにはそういった証明書を見て判断することができるといったものになっております。

以上です。

（金澤）そうすると、販売業者のほうで決めますよというお話だけでも、そうすると行政側に誰々さんが購入しましたよというものについての案内というのは、業者側から連絡が行くのですか。

（税務課長）実際にはナンバープレートを交付するときには所有者の方がナンバープレートの交付申請書を持ってくるときもありますし、業者の方が持ってくるときもありますので、ちょっとそれはまちまちになるのかなと思います。

（金澤）今ナンバープレートのお話が出ました。これ恐らく7月1日から交付ができるような形になると思うのだけれども、もう準備はできているのですか。

（税務課長）今度の特定小型原動機付自転車に関しましては、ナンバープレートが縦横10センチの正方形のちっちゃいナンバープレートを交付するといったことになっております。これにつきましても7月1日から交付するといったことになっておりますので、そちらのほうはもう業者のほうに発注して、もう手元のほうにご用意はしております。

以上です。

（金澤）電動キックボードというのをネット等で見たのだけれども、腰かけのある電動スクーターというのものもあるのだよね。この辺の形というのは、基準に収まっていれば、特定小型原付キックボードという解釈に

当てはまるのであれば、そういう形で税率も2,000円ですよという形で解釈していいのですか。

(税務課長) 金澤委員おっしゃるとおり、先ほど一番最初に私が申し上げた道路運送車両の保安基準につきましては、例えば長さが1.9メートル、幅が0.6メートル以下とか、そういった大きさの基準があったかと思うのですが、そういったものに収まっていれば特に電動キックボードでなくても大丈夫ということになっています。どうしても議案資料とかでは電動キックボードとかという話をちょっと事例として挙げておりますけれども、実際には電動キックボードでなくても、定格出力なり最高速度なりが基準の範囲内であれば特には大丈夫ということになっております。

以上です。

(金澤) 今回の特定小型原付自転車というのは、免許も不要だし、16歳以上なら運転できるという形で、非常に使い勝手はいいかなと。当然自転車専用道路とか、一部歩道でも乗れるわけです。だから、非常に使い勝手がいいという形で、結構16歳以上だと高校生ぐらいからできるわけでない。ちょっと話はずれてしまうけれども、交通ルール云々というのもこちらの部署ではないと思うけれども、ある程度基準にしていかないとまずいかなという感じがするのだけれども、万が一事故等が起きたときの自賠責保険、自賠責、当然これ加入するようになるのですか。加入させられるのか。任意なのですか。その辺聞きたい。

(税務課長) 現行の電動キックボードにつきましては、いわゆる50ccの原付バイクと同じ扱いになっていますので、現行は自賠責保険というのは必要になります。7月1日以降改正される特定小型原動機付自転車に関しましても、自賠責保険は必須ということになっております。

以上です。

(金澤) 最後に1点だけ聞きたいのですけれども、税率で年額で2,000円ですよという形なのだけれども、これは年度ごとではなくて、例えば今日登録したら来年の今日まで2,000円で済むという解釈でいいのだよね。3月31日で切れてしまうとか、そういうあれではなくていいのでしょうか。

(税務課長) 種別割というのは、4月1日に所有している方にかかるといったものになっております。例えば極端な例ですが、今日税務課の窓口に来てナンバープレートを交付して、極端ですが、3月31日に手放してしまったら、ちょっと4月1日には保有していないということで種別割はかからないと。種別割というのはそういった形になっております。

(田中) それでは、一応通告してありますので、質問させていただきます。

まず、森林環境税についてなのですけれども、これ税務の関係で、はっきりちょっと、市民税と県民税のところで自動的に納税者にかかるような話と、扶養のところにも関わってくるような話、だから全員にかかるような話だったのですけれども、そのところのちょっと詳しい説明をお願いしたいのですが。

(税務課長) 森林環境税につきましては、令和6年度から個人住民税の均等割が課税される方に対して一律1,000円が課税されるといったものでございます。令和5年度における均等割の納税義務者数ですが、6万2,836人でしたので、これが1人当たり1,000円課税されるといったこととなりますので、単純に考えると6,283万6,000円鴻巣市としては課税されることになるものでございます。

以上です。

(田中) 今1人当たりが1,000円ということなので、税率とか質問しているのですが、それは取りやめさせていただきますして、先ほどの次のところの軽自動車税関係のところなのですけれども、今までの軽自動車税と今度新しくできる電動キックボードの特定小型原動機付自転車の、新しくできるのは2,000円という話だったのですけれども、私ちょっと実際に原付も持っていないので、原付の料金と、先ほどちょっと前任者質問していたと思うのですけれども、自賠責、共済保険ですか、それのおおよその推定、高いか低いかぐらいでもいいのですけれども、その辺についてちょっとお聞きしたいのですけれども。

(税務課長) まず、種別割の税率なのですけれども、現在の電動キックボードにつきましては2,000円といったこととなります。それで、特定小

型原動機付自転車もそういった意味では2,000円ということで、税率自体は変わらないといったことになります。

以上です。

(田中) これちょっと外れるのですけれども、もう一点その原付の件で聞きたいのですけれども、いろいろバイク関係のネットとかを見ていると、250ccが今度原付になるとかというような話がたまたま出てくるのですけれども、カブ号で今よく125号を走っているのです。だから、そういう関係でそういうふうになるというか、そういう話が出てきているのかなというふうに、エンジン自体の重量が軽くなるのだから、昔に比べるとバイク自体が125ccが全然小さくなってきているので、それを税金と、どっちにしろ市に入るのでしょうかけれども、一律でしてしまおうかなというのがあるのかなと思うので、ちょっとお聞きするのですけれども、分かる範囲でお願いします。

(税務課長) 特に、現時点で原動機付自転車というのは125cc以下のものになっているかなと思うのですが、その基準が変わるとか、そういった話というのは現在こちらでは承知しておりません。

以上です。

(田中) 4番の質問は、先ほどの質問でナンバープレートみたいのがつくということで一応答えをいただいているので、次のところで、例えばつけていない場合、納税しない場合の罰則等に関しまして、あとちょっと追加で申し訳ないのですけれども、先ほどの保険、自賠償等入っていない場合等について罰則等あれば教えてください。

(収税対策課長) 納税しなかった場合の罰則等につきまして、道路運送車両法などの法に基づく罰則などはございませんが、地方税法の規定によりまして、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないとされ、その督促状を発した日から起算しまして10日を経過した日までに地方団体の徴収金を完納しないときは滞納者の財産を差し押さえなければならないとされておりまして、滞納となった場合、即差し押えなどの滞納処分をするわけではございませんが、督促状の送付、催告書の納付をしても納税相談もなく、自主的な納付もない場合は、差し押え可能な財産を調査し、

財産発見後に差押えを執行いたします。

以上です。

（税務課長）自賠責保険に入っていなかった場合の罰則等については、大変申し訳ないのですが、こちらでは承知しておりません。

（竹田）単純な質問をしてすみません。国税なのに、なぜ市民税に賦課徴収するのでしょうか。

（税務課長）難しい部分はあるのですが、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律というのが施行されまして、令和6年度から1,000円を市町村が徴収しというのがそのときに決まったものでございます。それがなぜかというと、なかなか難しい部分はあるのですが、あくまでも森林環境税が創立された当初というのは、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点からといったものになっております。そのため、広く国民に負担してもらおうといった法理念があったと理解しております。そのため、市町村のほうで均等割の納税義務者に課税するといった考えに至ったのではないかと感じております。

以上です。

（竹田）森林環境を守ると、広く国民に負担をしていただくということですが、先ほどの説明は個人市民税の均等割ですよね。法人市民税の均等割には課税されないというふうに新旧対照表ではあるのですが、なぜ法人市民税の均等割には課税されないのでしょうか。

（税務課長）個人の方に課税されれば、広く国民としては負担していると。例えば個人の方と法人の方となってしまうと、場合によっては二重で負担するということになるから、法人の方は負担をしていないのかなと考えております。

以上です。

（竹田）法人市民税の均等割もありますよね。いわゆる森林環境というところでは、森林というか、樹木というのは二酸化炭素を吸って、いわゆる光合成できれいな空気を提供するという大事な役割を担っているわけですが、一番CO<sub>2</sub>を多く発生しているのは企業ですよね。いわゆる火力発電だったりとか。ということを見ると、本来、国民には均等割

の部分で負担をしていただくけれども、企業も多く二酸化炭素を排出しているにもかかわらず、均等割の部分、法人市民税で負担をしないというのは、国民は全体としてもそうですけれども、企業としても負担をすべきではないかというふうに思いますが、これは国会で決まってしまったから、ここでいろいろ議論してもしょうがないのですけれども、私は非常に不公平だというふうに思うのです。均等割を払っている事業者というのはどのくらいおられるのでしょうか。

（税務課長）法人市民税の均等割ということですか。すみません、ちょっと今資料というのはないのですが、何千人という単位だったかと承知しております。

以上です。

（竹田）1号から8号までの法人が出ていますので、それは後で教えていただきたいというふうに思いますが、ごめんなさい。通告しませんでしたので、それは後で教えていただきたいと思えます。

今までは、いわゆる市民税で5,000円払っていて、復興特別という部分で、それは上納というか、いわゆる市民の皆さんのために使えたお金ですけれども、今回の1,000円というのは上納するというか、国に上げるのですよね。ですから、市県民税で賦課徴収して国に上げるということでは、非常に私は、市町村とすればそのために上納何人分でとかといって計算して上納するわけですから、非常に手間暇かかると思うのですが、それに関する手数料とかそういうものはあるのでしょうか。県民税を上げるときには県民税の手数料みたいな形で入ってきますけれども、国税を上げる場合にはその手数料というものは入るのでしょうか。

（税務課長）今回の森林環境税1,000円ということで、最終的には県を通じて国のほうに納付するといったことになっています。その全額はまた森林環境譲与税ということで都道府県及び市町村に配分されるといった形になっておりますので、その手数料等は入っていないという形になっております。

以上です。

（竹田）森林環境譲与税というのは市民環境のほうの議論ですけれども、

でも今までは森林環境税は払っていなくても森林環境譲与税として入ってきたのです。入ってきている。だけれども、来年度からは森林環境税を市民だけ、法人は払わなくてもいいというものを上げて、また森林環境譲与税として入るという形なのですが、そうした場合には増えるとか、減るとか、そういう何か通知というのは出ているのでしょうか。地方税改正法に伴って余分に市民からたくさん納めていただいたので、森林環境譲与税は増やしますとかという通知はあるのでしょうか。

(税務課長) 森林環境譲与税について、申し訳ないのですが、細かいことというのは承知はしていないのですが、今までは令和元年度から地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用しているということで、前倒しで譲与されているということになっております。令和6年度から森林環境税が課税されて、最終的にはそれが巡り巡って市町村のほうに配分されるということになりますが、それが例えば令和6年度以降増額されるかどうかというのは、ちょっと今のところ通知等は見たことはないという状況でございます。

以上です。

(竹田) なぜ市民税のとりわけ個人市民税に森林環境税が賦課されるのかということで、ちょっと考えてみたのですけれども、では住民税の基礎控除の額というのは現在幾らになっているのか、所得税の基礎控除額は幾らになっているのかを確認したいと思います。

(税務課長) 現在、住民税と所得税で基礎控除というのは、合計所得金額が2,400万以下といった条件はありますが、その場合につきましては43万円となっております。

以上です。

(竹田) 住民税は43万円ですよね。では、所得税の基礎控除額って幾らですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時51分)



(開議 午前9時51分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(税務課長) 申し訳ありません。48万円でございます。

(竹田) ということは、同じ所得でも控除する金額が住民税は43万円、所得税は48万円。ということは、所得が少ない人も負担をしなければならないというのが今回の森林環境税になるという仕組みですよね。この仕組みだけ確認します。

(税務課長) 確かに控除の額というのは住民税のほうが少ないので、そういった意味では合計所得金額を見た場合では均等割に係る方というのが負担するという、人数はどうしても増えてしまうのかなと思います。確かにそういった仕組みになっているのは間違いないのかなと思っております。

以上です。

(竹田) では、森林環境税の仕組みがよく分かりました。法人市民税の方は払わなくてもいいということと、所得税で本来国税なのにもかかわらず、所得の控除よりもいわゆる基礎控除が少ない人に今回の森林環境税を課せるという仕組みなので、本当に物価高騰の中でまた重税感が増えるというふうに受け止めて、次に自動車メーカーの不正により生じた軽自動車税の環境割の納付不足に係る、今回10%から35%になるのですが、この企業の、私実は三菱自動車に前乗っていたことがあって、非常にリコール慣れしている企業だなというのをちょっと感じたのですが、三菱自動車のいわゆる軽自動車で不正があったことから端を発していると思うのですが、これまで自動車メーカーの不正によって、いわゆるグリーン課税の部分で補填された部分というのはあるのでしょうか。伺っておきます。

(税務課長) 竹田委員おっしゃるとおり、平成28年度に三菱自動車工業株式会社において不正行為というのが過去あったことがございます。このとき1台当たり2,700円の納付不足額が生じております。そのとき本市において該当する軽自動車の台数ですが、192台ございました。そのため、総額51万8,400円の納付があったといった実績はございます。

以上です。

（竹田）ということは、それは平成28年ですから、10%のいわゆる追加分がない時代ですよね。その後10%の追加分があったことがあるのかということと、今回35%になった最大の要因は、日野自動車がかまた社内での実験で不正があったということが分かりましたが、日野自動車というのはバスとかトラックとか、そういう部分だと思うのですが、地方税には影響があるのかどうかお尋ねをします。

（税務課長）まず、最初のご質問ですが、10%加算されたのは平成29年度からとなっております。この29年度から今現在まで、そういったもので納付不足額、あと10%の加算をしたといった実績はございません。あと、日野自動車に関しましては、やっぱり多いのはバス、トラックなのかなと思いますので、今承知している限りでは、軽自動車税ではちょっとないのかなと考えております。

以上です。

（竹田）分かりました。

今回、地方税法改正は主に4つの点を提案説明でされていますが、国で決まった地方税法改正の中には、例えば電気自動車、EVバスが走っていれば充電する場所の固定資産税は免除できるとか、そういう内容もありますが、鴻巣市内でもコミュニティバス、EVバスが走るようになりましたが、ふるさと館が一つの充電箇所なのですけれども、あとは加須なのですけれども、この充電場所として加須では、朝日バスの営業所なのですけれども、そこは固定資産税の減免の対象になるのかどうか、このEVバスとの関係でお尋ねをしておきます。

（税務課長）EVバスの関係ですが、最初の5年間、償却資産3分の1に減免するといったものがあります。固定資産税及び都市計画税を3分の1、最初の5年間減額するといった特例措置がございます。これにつきましては、自治振興課のほうでも確認をしたのですが、地域公共交通計画、そういったものというのが特に策定される前の話だったということです。該当にはならないといった回答のほうをいただいております。

以上です。

(竹田) あと、不申告の人がいたりする場合の加算金の割合も上がっていますが、これは市民税には影響がないのかどうか。今回の条例改正にはないのですが、その点はいかがなのでしょうか。

(税務課長) ちょっと細かくは、申し訳ないのですが、承知していませんが、不申告しているのが重なっていると、何回もやっている方について加算されるという制度だったと思うのですが、たしか所得税とかの関係だったと承知のほうはしております。

以上です。

(竹田) あと、税務相談停止命令というのを国税でできるようになったのですけれども、私実は、足が不自由な方で、市県民税の申告に行くときに付き合ってくれないかと、連れていってくれないかということで、文化センターに確定申告のときに一緒に行って、書き入れるときにいろいろこうだよとかって相談したりとかして、でも十分ではないものだから、税務課の職員の皆さんがとても丁寧にやってくださって、あっという間に終わったという経験があるのです。そういう点からいうと、いわゆる税理士の資格を持たない者は税務相談してはいけないとか、それからいろいろ事後調査に立ち会ってはいけないというふうに国税では決まってきたのですけれども、市民税に関するそうした相談とか、そういうものというのは今回条例改正では出てきていませんけれども、どうなのでしょう。

(税務課長) 納税相談に関しましては、申し訳ないのですが、今回確かに条例改正のほうで出ておりませんので、細かい承知というのとはしておりませんが、日々電話での相談、あと申告会場での相談というのはこれからも親切丁寧に対応のほうはさせていただきたいと考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時00分)



(開議 午前10時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より発言を求められております。

（総務部参事兼職員課長）先ほど議案第56号 鴻巣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の答弁においてPCRセンターと答弁してしまいました。正しくはPCR検査センターになりますので、発言の訂正をお願いいたします。

（税務課長）先ほどの57号の関係の答弁のところで、法人数の数ということでご質問があったかと思いますが、令和5年度当初予算の法人数ですが、1号法人から9号法人まで全部含めまして2,117法人でございます。

以上です。

（委員長）発言の修正は委員長に一任ください。よろしく申し上げます。

（金澤）議案第57号の軽自動車税のところなのですが、自動車メーカー等の不正行為というところなのだけけれども、自動車メーカーというのは大手のダイハツとかスバルとか日野とか、そういう概念という形でこの自動車メーカーというのは考えていいのですか。

（税務課長）実際には、細かく言うとエンジンを造っているメーカーといったことになります。国土交通省のほうでエンジンの性能等を認定しますので、そちらのほうに提出するエンジンを造っているメーカーといったものになります。

（金澤）そうすると、例えば市内で、いわゆるメーカーとして定款としては製造というところで製造していますよという業者さんがいた。その先ほどだとエンジンを造っている先を自動車メーカーという概念だということだと、よく改造したりして、車検等は通るけれども、軽自動車等で走っているのがあるではないですか。だから、ああいうのはメーカーという形には入らないという形でいいのかな。

（税務課長）あくまでも環境性能という基準がいろんな基準があるかと思うのですが、その基準を国土交通省のほうに提出する、申請するメーカーという扱いになりますので、ちょっと市内の改造とかのものではないのかなと承知しております。

（金澤）分かりました。

それともう一点、施行日なのですが、2の(1)のイの改正が令和7年1月1日になっているのだけれども、これは何か期間がかなり、令和7年って再来年ではないですか。これは何かあるのですか。

(税務課長) 特に明確な理由というのはちょっとなかったのかなと思うのですが、この7年1月1日に関しましては扶養親族等申告書の様式の改正のことになるのですけれども、特に絶対に7年でなければならない理由というのはなかったかと承知しております。

(金澤) 分かりました。

あとは、後でいいのですが、キックボードのナンバープレート、あれがどういうものだか、もしあったら教えてください。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(竹田) 森林環境税の賦課徴収する部分では、個人住民税の均等割を払う人には課税するけれども、法人市民税の均等割の部分には課税をしないということがまず問題。環境賦課の部分でいうと、法人もかなり社会的責任を負うべき部分であるということが1点目。

それから、2点目が、個人住民税のいわゆる基礎控除額が43万円、所得税の基礎控除が48万円、低いほうに課税をする仕組みになっているというのが2点目です。

それから、3点目が、本来国税であるにもかかわらず、個人市民税の均等割で賦課徴収すると。これは本当に大企業には、本来たくさんの環境賦課をしているわけですから、そうした人たちにこそ負担をしていただくべきものですが、このコロナ禍で大変な思いをしている人たちに負担を強いる内容である今回の税制改正であることを指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第57号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) 1点しかないのです。

今回の財政調整基金の2,000万円の補正によって財政調整基金の残高が幾らになるかをお尋ねします。

(財政課長) 今回の4号補正予算を承認いただいた場合の令和5年度末の残高につきましては、約19億5,800万を見込んでおります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第64号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、会議録の調製につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたしました。

お疲れさまでした。

（閉会 午前10時29分）